

## ライン小國制度とその運命

辛島, 重義

<https://doi.org/10.15017/2339189>

---

出版情報 : 史淵. 26, pp.117-135, 1941-11-25. 九州帝国大学法文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# ライン小國制度とその運命

辛 島 重 義

「ラインの宿命」——近世ライン争覇の端緒——特殊な環境——ナポレオン回想とライン小國制度——フランス革命の到来——小國領域の清掃——帝國崩壞の悲劇——裏面の人々——帝國葬送の犠牲者——國際的問題への波及——犠牲者の個人的問題——森林と神秘と因循姑息と——ゲルマーニアの二重像

西曆一七八九年大革命醒起の前夜に於てライン地方には、神聖羅馬帝國を構成する三百五十餘の半數に垂んとする百五十の小諸領散在し此中四十七は大諸侯領にて三十は小諸侯、七十五は帝國騎士領に屬して居り、大諸侯中二十は宗教侯にて二十七が世俗侯、小諸侯領の十七迄が宗教的のものであつた。<sup>(1)</sup> 神聖羅馬帝國建設の初期に大小二百八十四の諸國を包容し爾來併合統一の結果大いに數を減じたとは云へ十六世紀の「帝國名鑑」によるに選舉侯七・大僧正四・僧正四七・世俗諸侯二八・外諸侯三・宗教領六四・尼僧院領一三・騎士團領四・侯伯領一三五・自由都市及び帝國直轄都市八五計三七九を算へて居りアウエルバックは其學的好著「佛蘭西と神聖羅馬帝國」に十八世紀中期には宗教諸侯三一・僧正領三九・世俗諸侯五九・直轄諸侯七五乃至八〇・都市五二とし、クルルタロンは一七四〇年刊のラチスボ  
ン史料に據り二六九を計上したと附言する。<sup>(3)</sup> ライン河畔にすら百五十の獨立小諸侯領を擁して諸邦分立の結果は幾多

の弊害を誘發し、帝國主權の薄弱と群小君主割據の趨勢とは日を遂うて獨逸帝國の萎靡沈衰に拍車をかけるものであつた。誠に「群小君主割據と帝國主權薄弱とは十三世紀中期より十八世紀最後に至る迄のラインランドの運命を扼するものであり宿命であつた」ことは多言するを要しない。

素より小國制度は遠く中世期の初頭に迄溯源するのであるが、ブライスが「神聖羅馬帝國史」に於て帝國互解の章を創むるに當りゲーテが「詩と眞實」に述懐したる幼少時の回想を以てし、ステゲマンが「ライン争覇史」に近世ラインの争覇の端緒をシルレルの豫言を以て始めたが如く、大革命醒起當時に於けるライン河畔小國制度の状態・社會的事情・内的關係が此の社會の不安定状態より醸成せられた所謂「侵略者」ナポレオンの對獨逸政策に直接動機を有する「帝國代表者會議」及「帝國直屬權喪失」問題、換言すればヴェストファーレン條約中に約言せられた「獨逸的自由」の思想の保證より引續く群小諸國の政治的活動の結果が及ぼしたライン地方混亂の状態が、更に大革命の勃發により急速祖國を逃亡した亡命貴族の政治的運動が、又その結果としてのライン左岸共和國運動が、フランスの對獨逸論硬化たる八月十日事件の勃發、フランス軍隊のライン進出、佛墺兩國關係の緊急状態が、ナポレオン進撃に機會を與へた前後の諸事情であり、この諸事情を發生せしむべき背景的素因がライン群小諸國の存在により著しく助成せしめられてゐたことは勿論であつた。疾風と怒濤とはラインの河の波が岸の巖を嚙むにも似て天上の嵐を包藏する不安の雲行とその前馳たる颶風とが、アルプスに清冽の流れを發する「傳説と歴史」とに富むラインの河の上を去來しつゝ何時かは悲惨なる運命の歩みを創むべく待機してゐた。風が戰ぎ悲みの影を宿す水面に浪起る。心なしの不安の風は尙も平和の日の靜かに重い水の心を亂し丘の彼方の雲の翳の陰鬱さ。やがて遙の西、佛蘭西の方より軍鼓の響

と共に、黒雲はいつしか小諸侯の城の崖にと襲ひ來り、戰雲散つて後吹き折れた梢を見上げて沛然たる豪雨を齎らした天の惱みに地上に生ける人は聖母マリアに神かけて祈らねばならぬ。浪漫派の虔神の情は既に戰塵の未だ起らざるに胎胚してゐた。中世の永き想ひ出の傳説を秘めて今は只空しき古城は、なほも残る白き花と蔦とに纏はれる崖の上に聳え立つ。雲よ風よ、心あらば彼等の悲しき遙かに流れ去つた古昔の騎士の傳説を、又想ひ出も新なる戰蹟の勇士の面影を偲ばしめよ。

經濟學者シュモラーがストラスブルク大學創立二十五年祭に大學創設の當時の事情より更に溯つて世紀初頭へと回顧の眸を向けた時、大學の使命を披擲するにストラスブルクの「特殊な環境」を以てし、佛の俊秀なる學者ポンティユは「七月王國に於けるストラスブルクの政治的反對」の緒論の冒頭にアルサス史とその意義を論じてロイス・フィステル・パリゼに言及したる後、七月王國の焦點、地方史研究の態度の誤謬、研究對象の限定より問題をストラスブルクに限つて、此ストラスブルクが佛にとつて「癌」であつたことを述べる。<sup>6)</sup>シュモラーが獨佛間に於ける「特殊なる環境」としポンティユが「癌」であるとする所以は外交史の泰斗ヴォルフガング・ヴィンデルバンドが「外交史の諸形態及諸問題」中に獨佛のライン爭覇史に關して第二命題に「佛がラインを支配すれば其時には獨は無力となり分裂するに至る」<sup>7)</sup>と述べたことを以て十分察知し得る。ブライスが云ふ如く「鐵道による旅行者が一時間か二時間の間に兵士の服裝が變り、柵の旗の色が變るのによつて一つの國から他の國に通過したことを楽しむ」<sup>8)</sup>その小國制度はヴェストファーレン條約の結果神聖羅馬帝國の地方分權甚しく帝國は八選舉侯六九宗教貴族九六普通貴族六一都市の邦國聯合となり諸侯、都市が相互に又外國と自由に同盟條約を締結する權を得、帝國の存在が既に沮喪し益々分立的

氣運が促進せしめられてゐた。大革命醒起に至る迄のエルザス・ロートリンゲン地方に於ける領有の變更を見るに宗教領にはウールブルグが一六八七年ストラスブルク神學校に讓渡せられムルバツハは一七六四年騎士領化されて世俗となり、世俗領にはヘーレンスタイン・ハーゲナウ執事の他國內所在領スタインタール支配地は一六九四年ファルツ・ヴュルテンツ家の血統斷絶により、フレツケンスタインは一七二〇年その支配者の血統斷絶により、ライヒスホーフフェンは一七六一年、ニーデルブロンは一七六四年、ロートリンゲン領は一七六六年各合同せられ、又他方佛の統治權下に所在する獨逸帝國議員には帝國騎士團領、ヴュルテンベルク所在ホルブルク伯ライヘンヴァイザー支配領、ファルツ・ツヴァイブルゲン領ハナウリヒテンベルガー伯領、バーデン代官バインハイム領、オーベルブロン支配領、シツキング領、ホーヘンブルグ、ホーヘンブルグ・ドルックハイム領シエーネツクスピアア寺領、ライニング領ダグスブルグ伯領とが屬してゐた。<sup>(9)</sup> 革命前夜に於ける獨逸内の政治的不安定状態は更にこの不安定状態に乗ずる佛のライン進出政策により獨佛兩國の擊争地帯に種々の紛争を生ぜしめたことは上述アウエルバツクに詳しい。ラインを超えて獨逸内部に滔々として侵入する佛勢力はヴェインデルバンドの言を藉りれば「佛がラインを越渉する時初めてラインを支配し得る」のであり、「佛がラインを支配する時其時こそは獨は無力となり分裂する」のであり、此の「佛のライン支配は全く國際事情の特殊なる好都合の場合に於てのみ實行される」<sup>(10)</sup>のであつた。

ナポレオンのセントヘレナ島回想録に有名な彼の獨逸觀の一齣が述懐されてゐる。曰く「獨逸人の集團化は緩慢であり、時日を遷延すること甚しい。予は單に此の恐るべき錯雜を簡潔にしたに過ぎない。しかし此集團化は早晚事物力のを藉つて達成し得るであらう。万一之に對して刺戟が與へられるとすれば予は予の政策の失脚の後と雖も歐洲に

於て此大民衆の集團化と團結に匹敵すべきものがあり得るとは信じ得ない」と。此言は更にナポレオン回想録中のライオン同盟結成に關して「予はライオン同盟を結成せしめて予がプロシアに於てなしたるものを添正せんとしたのである。何故なら予は一を助成せんがため他を抑制せんことを希望したのである」<sup>(12)</sup>なる語と相關して考へるを得る。曩のヴェストファーレン條約により信教自由・新教者の權利を要求し獨逸諸侯の獨立を宣言し、堯を下して普を高め佛をエルザス讓渡により満足せしめんとした歐洲は長く國勢均恒と一般平和の確保を信じてゐた。けれども事實は不幸にして理想とは齟齬して反つて獨逸をして歐洲平和を困惑せしめる原動力とならしめた。維納と伯林との間に介在する勢力紛議も、ナポレオンによる獨逸の簡潔化もすべて小國制度に由來するものであつた。「帝國の權威は一つの影となつた。獨逸に於けるライヒの力は地に墜ち、十八世紀に於ては獨逸より得べき全收入は一三八四八グルデンとなつてゐた。そして獨逸帝國は全く分裂した。獨逸の整頓はその統一と等しく失敗した。現今の獨逸の整頓——一つの帝國を引裂いてしまつた最も不幸な整頓——を完成せしめたものは掠奪・戰爭・交換・結婚・相續・皇帝及びナポレオンの采邑授與であり、この際諸侯の支配欲的政策によりオランダ・スイス・バルト諸國・エルザス・ロートリンゲンが獨逸の思惟から獨逸の思惟から失はれてしまつた。諸侯は帝國內に、己れの主權獨立への努力に反對する敵を見出した。彼等は常に、自分の利益に適すれば帝國內の敵と協同した。『皇帝に反對する獨逸議員の自由のため』になる鬭の聲をあげて、ルイ十四世はその掠奪戰爭を獨逸諸侯の援助によつて遂行した。ナポレオンは『獨逸人の眞の善』のためにライオン同盟を建設した。フランスの使者はヴェストファーレンの平和會議でバイエルンを『獨逸に於ける佛蘭西との最古の最も忠實なる同盟者』として賞讃し、バイエルンのマクシミリアン六世はその戴冠式に於て、フランスの使

者に向つて『私は佛蘭西で教育された。貴下は私を佛蘭西人として取扱はれない』と表明したのであつた。<sup>(14)</sup>

マックス・レンツの「佛蘭西革命當時の一獨逸小國」の動容を記述した論文はバーデン歴史協會が一八八三年四月の會合以來の問題として提起し、エルトマンズデルファがオブゼルの協力により出版した「バーデン大公フリードリヒと政治通信」に主據するもので古き家柄の邊疆伯が小規模で聯絡なき分裂狀態當時の領地より大公國となり西部邊疆國に發展し地域的には約七十平哩より二百五十平哩に膨脹したる背後的動因をなすべき大革命に際會してのバーデン公國の「苦痛多き」従つて最も大きな變化の一時期を描寫してゐる。この最も大きな變化の一時期とは何であらうか。それは大革命とそれに引續く佛軍の獨領内進軍であつた。人は試みにプツゲルの歴史地圖更に詳しくはドロイゼンの歴史地圖を繰り披いて見るがよい。そして諸邦國の變遷の圖を腦裡に描いて見るがよい。經濟學家バーニイが「十八世紀の獨逸は大略エルベ河によつて分離する二つの土地からなつてゐた」<sup>(15)</sup>そのエルベの西、ラインの東、そこには無數の錯綜する聖俗の諸邦國が色彩も斑然と境界も混亂して蟬集してゐる。そしてこの土地に古くから及ぼした「偉大なる世紀」の面影又その佛への離合背反、人はそれを併せ考へるときライン小國の悲惨な陰鬱な運命に想到することは容易であらう。佛蘭西に左袒してその恩惠を蒙らんとするもの、その父祖の地に根ざして「獨逸」を保持せんとするもの、又更に塊に組して普にたよらんとするもの、それは政治に思想に文化に言語に總ての點に「混沌」「錯雜」の語に盡きてゐた。嘗て古き歴史時代にケルト人ローマ人ゲルマルア人達が互に争つたラインの地に今や三つの政治的勢力として佛墮普の勢力が錯雜した。ジャコバン黨の恫喝政策とこれに對する獨逸人の反駁、戰禍饑饉従つての小國の財政的疲弊と政治的駆引・誤算・的外れ、すべては益々混亂して來た。フランスから來るエミグレ達の煽動、

解放に狂ふユダヤ人の暗黙の行爲、當時の所謂自由主義者達の革命熱的輿論、共和國建設運動等、更にカトリック、ユグノオ、エズイタ、猶太等の諸宗教も多少ならず關與して來る。スタール夫人は一八一〇年「此の國（獨逸）の混亂はかくも異つた宗教や、政府や、氣候や、人民を同じ一つの見地で結付けることは出来ない位である。……獨逸は貴族的な聯體であり、この帝國は光や輿論の如く一つの中心を持つてゐない。この帝國は一國民を形成してゐない。それは東に結びがないのである」とその有名な獨逸論に述べてゐる。<sup>(17)</sup>この混亂の彼方から佛蘭西軍隊の進軍の軍鼓の響、馬蹄の音が聞えて來た。その日こそ獨逸人にとつては「恐怖の日」<sup>(18)</sup>であつた。

この錯雜を救ふ一途は領域境界の明確化と、小諸國領域は大國への合併・讓渡・統一であつた。武力による併合もあれば、金錢による買収もあり、又自發的合同もあつた。例へばヘンネベルクはプロイセンの領土の増大については「采邑讓渡、交換、買収、相續占取、略取」を擧げてゐる。<sup>(19)</sup>リユネブルグ和約による損失領土補填のための一八〇三年の「帝國代表者會議」の結果の「世俗化」はこの「清掃」の第一歩であつた。ライン同盟による「直屬權喪失問題」はその第二の歩みであつた。更にその後維納會議による第三步も行はれた。この「世俗領化」にせよ、「直屬權喪失者」たる「附庸諸侯」にせよ、その問題は嚮後の合併諸國家内に於ける財政上の問題となり、待遇上の問題となつたにせよ、ホフの云ふ如く「領土整理にも國民的統一にも、一八〇三年の世俗領化と一八〇五・六年の附庸諸侯化は一六四八年から一八七一年に至る進歩の重要な歩みの二つであつた。前者が法律に遵守した帝國決議により遂行せられライヒ自體を未だ存續せしめてゐるが後者は殘酷なる暴力の行爲であり、後世の人は勿論時人をして未會有とされ、ライヒの存續を放棄せしめるに到つた」<sup>(20)</sup>と云ふその慘事となつて來たのであつた。



一八〇六年八月一日皇帝ナポレオンの命を受けてラチスボン帝國議會に於てライン同盟の成立を發表したバシニは「世紀から世紀へと増加して行く次々の變遷は獨逸憲法をそれ自體の影たるに過ぎざらしめ」たる故に、皇帝は「獨逸憲法の實存を認めるを得ない」<sup>(21)</sup>と宣言し同日レゲンスブルグに草せられたライン同盟參加諸國の獨逸告別の辭には「これまで獨逸を殆ど間斷なく不安ならしめた三度の戦ひとこれに基づく政治的變化とは、これまで獨逸の國家體の種々の肢體を互ひに結び付くべき結合の目的のためには不十分であり、或は寧ろそれは事實上、既に解散せるものであると云ふ悲しき事實を明瞭にした」<sup>(22)</sup>と述べ、八月六日の皇帝フランツ二世の退位の辭に「我等皇帝の職責をこれ以上遂行することが全く不可能といふ完全なる確信に於て我等は我等の原則と地位とに責務を負ひ、獨逸帝國の選帝侯、帝國議員により我等に表示せられた信頼に應じ、引受けたる諸種の義務を完遂し得る時、我等の眼にかもく高き價值を持ち得た帝冠を放棄せんとする。我等は従つて現在の事實に従つて我等を今日迄獨逸帝國の國家體に結び付けてゐた結合を解散せるものとし、我等は帝國首長としての職務と地位とはラインの同盟議員の結合によつて解消せるものとし、これにより、獨逸帝國に對して引受けたる諸種の義務より解除せられたるものとし、又この義務のため今日迄引受けてゐた帝冠と帝國政府をばこゝに見る如く辭任するものである」<sup>(23)</sup>とあつた。そして一八〇六年八月十九日のシュペナー紙は八月九日付ヴィン發通信を掲載した。曰く、「皇帝陛下は南部帝國議員がライン同盟の中介により獨逸帝國より分離したる故、獨逸帝國の首長の地位を自發的に退位せられ、獨逸帝國に對するこれまでの總ての義務より免ぜられたるものと宣告せられた」<sup>(24)</sup>と記し、八月二十三日には雜報として「ライン同盟により八百萬の獨逸人がフランスの保護下に加はつた。今日解散せる神聖羅馬帝國はその發生に迄溯れば、千六年間存続した」<sup>(25)</sup>と記してあつた。更

に帝國崩壞に對して南部獨逸人は「破滅は——それは只種々の事情と事件の結果であるが——誰をも驚かさなかつた。我等は我等の父祖に、かくも長き宿と庇護とを興へたゴテイクの殿堂の癡疾が如何に大きなものであつても、我等の恥づべき地方分立主義が全祖國の感情を未だ十分に消滅し盡し得ない所の獨逸人は愛國の感激の男泣きの涙を以て碎片に停らざるを得ない。——この碎片の下にはあれ程多くの高貴な國民の名譽が埋められ、古き獨逸の帝國統一のすべての表徴が埋葬されてゐる。原始時代に溯つて古きゲルマンの帝國の崩壞が、すべての良き獨逸人の心に如何に深き驚きを遺さうともその瘡みは廢墟の上を支配する外國の執政官の獨裁を一瞥する以上の苦しみを出不い」<sup>(26)</sup>と記してゐた。

悲しむべき事實の裏には激變する時局に乗ずる人々もあつた。一八〇三年の一般世俗領化にもその犠牲とならず、寧ろ積極的に佛に迎合してライン同盟建設に參劃したダルベル侯は皇帝ナポレオンに「尊敬すべき獨逸國民は政治的宗教的無政府の貧困の中に坐してゐる。願はくは閣下はその國法を再建せられんことを」<sup>(27)</sup>と望んでゐた。その意圖は獨逸の國民教會建設にあつたにせよ、ライン同盟に奔つたが故に後世の歴史家達から酷評を蒙るの餘儀なきに到つてゐる。シルレルが彼を評した語に「彼は私には何か不安定なもの動搖するものを持つてゐるやうに見える。そのため彼は一つの材料を根本的に汲み盡すことは出来ない様だ」<sup>(28)</sup>と語つてゐる。これは彼が始終裏面の活動者として假面を被つてゐたことにもよると考へられる。事實ライン同盟もその署名に至つて始めて假面が現はれたのであつた。しかもそれはタレーランの奇襲的暴露によるものであつた。<sup>(29)</sup>彼と等しくライン同盟に參劃したのはナッソウのガーゲルンであつた。この間の消息に就いては彼自身の後年の覺書たる「政治に對する我が寄與」に詳しく又ドリオウ等の史

家の記すところである。<sup>(30)</sup>

ライン同盟の功罪は相半ばする。グラントはライン同盟の一般的目的が獨逸を三分し、プロイセンが北方を、オーストリアが東北を、而して西方は「フランスの保護の下に兩者より獨立せる新しいドイツ國を創る」ことにあり、こゝに German Triad が作られたのであるがしかし成功してゐない<sup>(31)</sup>と述べ、フィッシャは「ドイツに於けるナポレオン政府はドイツ民族史中の harsh な<sup>(32)</sup>かつ salutary な一挿話である。多くの無用な detritus が清掃された。多くの援助的な思想が撒き散らされ刺戟と反動の兩つの方法で、長い間睡眠し自己満足してゐた communities に serviceable な改革を企てることを促進せしめた」と語り、ヨレスはナポレオンの獨逸に於ける功罪を次の如く述べてゐる。「ナポレオンは獨逸國民形成に二つの方法で影響した。一つは最初の國民國家建設者としてであり、他は人間として敵としてであつた。……この影響の第一の種類は間接的にドイツ精神界に、ナポレオン國家に印象されたやうな國民の理念を引續ぐことにより行はれ、直接的には憲法の變更フランス法規の輸入により領土の變更、世俗化附庸化により、古い邦國の強大、新しい王國の建設によつて行はれた。この組織的一國民國家的なものには、ナポレオン其人から出でゐるが、時には全く異つた反對の方法でドイツ國民意識に影響したナポレオンの個人的作用が對立してゐた<sup>(33)</sup>」と評してゐる。獨逸統一の理想者からすれば一方には喜ぶべきであり、他方には佛軍の保護なる汚名が存在した。千年の老齡に風雪を耐んで來た巨大な殿堂は倒壊に瀕することは云へ觀念の上では抹消することは出来なかつた。況んや永く帝國直屬の地位と名譽とを保持してゐた帝國議員騎士都市は帝國を葬送することには無限の涙が滂沱としてゐた。過去の武功と榮譽とは決して佛軍によつて保證されるものではなかつた。一度は皇帝ナポレオンを「太つ腹な新しい扈從主」

として考へて彼等の希望をつないでゐた帝國騎士も今や「死の宣告」を下されたのであり、その罪せられる所は「皇帝に對する忠實」の故であつた。<sup>(34)</sup> コーラーは「獨逸帝國の崩壞も戦争の暴行もフルステン會議の直屬帝國議員の庸化を命じた要因ではなかつた。況んや聯邦諸侯に對する皇帝權と退位せる皇帝の代りにその權利の行使が隸屬化の根據をなしてゐない。ライン同盟を創造した國際法が隸屬を規定したのである」<sup>(35)</sup>としてゐるが、兎に角ライン同盟成立によつて七十以上の諸侯の附庸化が行はれた。彼等の被つた犠牲とは次の意味である。侯伯及騎士にして佛に隸屬する陪臣が獨逸首長下に融解させられた事であり、此の點ライン同盟第二十五條は「同盟せる諸王諸侯の各々はその所領内に沒收せられたる土地を全首權に於て保有する」と規定してゐた。従つて彼等の運命は全種類の名譽權が充分なりとされない時は地方貴族と並列されることもあつた。一八〇六年十二月卅一日のバヴァリアの宣言、一八〇七年三月十八日のヴェルテンベルクの組織勅命、七月廿二日のバーデンの規定、十二月一日のヘッセンの宣言等はその保護、自治、裁判及警察事項の執行權能、軍務よりの及種々の租税よりの免除等の特權を附與してゐた。これらの新舊兩權の對比はヘフターが最も簡便であり、ザイデル、ヴェーバー等に掲げられてゐる。<sup>(36)</sup>そして「彼等は昂奮せる反抗心を以て彼等の地方諸侯の宮廷を去り、皇帝國には只その子弟を職務に就かしめたのであつた。不平は彼等の下にその後數年間殊に一八〇九年以後その權限である貴族權が大部分撤回された時に上昇した。これに對してライン同盟國の官僚政治は平等主義とすべての歴史的なものに對する嫌惡を以て遙かに苛酷な規定を以てした。外國滞在の禁止、狩獵及警察權の停止、面倒な贅澤な貴族の復舊が日常の命令であつた。クライヒガウ區の騎士にはかくて帝國騎士團徽章の化學的分析の内價を三十六フロリン三十クロイツを以て十四日以内にバーデン國庫に納入すべきことが命ぜら

れてゐた<sup>(37)</sup>」そしてシュナベルに據れば、ライン同盟國の主權が「古き獨逸史の最後の結論であつた。この主權が將來も護られてゐる限りは新しい獨逸國は不可能であつた。しかし先づこの主權は獨逸諸侯にとり價値のないものであつた。何故なら佛蘭西が現實に於て君主であつたから。即ち佛蘭西は諸侯の援助によりハプスブルグをラインからそしてライヒから退出せしめてその最も古い大陸目的を達したのであつた<sup>(38)</sup>」と考へられる。

波紋は次第に擴がつた。彼等の問題は單に犠牲者自身の個人の問題に止まらなかつた。それは彼等を包擁する聯邦國の國內的問題であると同時に聯邦の國際的問題であり更に獨逸内に於ける普墺の勢力爭覇の問題ともなつた。聯邦内の或る國が彼等を優遇すれば他の國の彼等は直にこの點の不平を鳴らした。聯邦規約第十三條が約束する地方議會設立が後の獨逸聯邦間の重大な問題となつたと等しく、第十四條は自由主義者によれば「煩雜にして冗長<sup>(39)</sup>」であつたにせよ、彼等が聯邦議會に向つて自分等に對する各聯邦國の態度を非難すべき唯一の明文であり又權利でもあつた。この彼等の不平は獨逸聯邦内に於ける普墺の爭覇が關與して來た。ア、ヘンの國際條約にも彼等に關しての規定があつた。維納最終決議にも然りであつた。又一方各聯邦國內に於ける憲法制定に於ける彼等の地位及彼等に對する處理は自由と保守、新體制要望者と現狀維持派との論争ともなつて來た。例へばチュリンゲンに於ける彼等のこの種の問題等を考へることが出来る。<sup>(40)</sup> 統一國家と分立國家との論争にも彼等の問題は重要な部分を占めてゐた。各邦國側はこの種の問題を國內的な儀禮上の慣習上の名譽上の問題として取扱はんとするに對して彼等犠牲者としては努めて國際的問題として取扱はれんことを欲してゐた。維納會議に提出され聯邦議會に議長提案となつたこの問題は維納に提出せられる以前幾多の愁訴が行はれ請願が試みられた。<sup>(41)</sup> 最も早く爲政者の側としてこの問題を取上げたプロイセンに

すら國內的にも種々の難關に蓬着した。シタインの計畫フムボルトの企圖、こゝにはプロイセンに於ける農奴解放とは又別種の性質を持つてゐた。一時殆ど全くラインに於ける領有を失つたプロイセンは再びラインにその足場を得るや彼等を優遇することによりプロイセン獨特のライン政策を完成してゐたのであつた。そして後年の關稅同盟の成功にはこの問題が關與する部分も多大であつた。しかし一面から云へばプロイセンの所謂の寛裕政策に就いては一考の餘地のあることは既にギュスターヴ・ル・ボンの指摘する所である。「征服に生れて征服に依つてのみ膨脹した」プロイセンをル・ボンは「哲學者や著述家達が普國を以て如何にも寛大な帝國のやうに看做したのは甚しい謬見である」と云つてゐる。歴史的陰翳を持つ塊を中心とするか實力的現實を以て普を中心として獨逸の統一を進めて行くかの問題も彼等に關係する。そしてホツダムに響くフルートの音はいつしかパプスブルクの双頭の鷲をして中原を窺睹するを阻止してゐた。衆望が普に聚つた。普の恩恵が勝利を占めたのである。

集團としての彼等の動きの中には個人としての彼等の動態が注目される。維納會議とその以後の獨逸聯邦に對して活躍したメツテルニヒ公——附庸候となつたのは一八二四年ヴュルテンベルグ所在のオクゼンハウゼン公領を買収したことに由る<sup>(43)</sup>——も彼等の一人であつた。四八年のフランクフルト議會に大きく動いてゐたシヴァルツェンベルク公も彼等の一人であり、第二帝國に於てビスマルクと對立したホーエンローエ公も彼等の一人であつた。そして如何にも多くの文藝愛好の一部の彼等が音楽家達を保護し援助したかはエステルハッツイ公とハイドン、シュベルト更にメツテルニヒ公とベートーヴェン更にロプコヴィツ公はその庭内でエロイカの初演を行はしめた他にリヒノウスキとベートーヴェンとの關係など周知である。華かな政治的色彩の反面には彼等の零落せる憐れむべき影もあつた。投機に失敗

し父祖の名譽榮光を棄て、鑛山開發に鐵道開設に盡力して反つて一家離散した者もあつた。又海外に異境を見出して米大陸の荒野を探檢した人々もあつた。ゾルムス・ブラウンフェルスのカール、ライニンゲンのヴィクトル等それであ(44)  
 る。又文學者として活躍したブラーテンも又彼等の一人であつた。上昇してくる市民階級との經濟的殊に企業上の抗  
 争も亦彼等をして血みどろの困苦を嘗めしめるものがあつたことは經濟史上著しいことであつた。(45)

フランスのエミグレ達が嘗めた悲境は味はなかつたといふものゝ、彼等の運命はエミグレ達のそれとも類似してゐた。即ちエミグレ達の宣傳が獨佛兩國關係を急迫せしめたと同様に彼等の解放戰爭に寄與するところが多い。又エミグレ達がブルボンの復古王朝に於て沒收財産の賠償の問題を起しエミグレ立法が行はれたに對して、彼等は聯邦各國内に於ては秋祿處分の問題があり、聯邦議會に於ては彼等に關する決議は頗る多い。エミグレ達が文學上に思想上に大きな影響を持つと等しく彼等も又その神秘性と中世憧憬とに於て獨逸浪漫主義との關係が密接であつた。獨逸憲法史に於ける彼等の地位は永く問題であつた。彼等の社會的地位は貴族の名稱を以て各邦憲法の明文を以て又獨逸憲法に於て、ワイマル憲法制定に到る迄存續してゐた。この點エミグレ達の問題が佛憲章第十三條に記されるも其後三十年に至つて既にこの明文の消滅せるものと類を異にする。従つて彼等の問題はひとり聯邦規約第十四條のみならず、維納最終決議にもパウルスキルへにも、四十八年議會にも、ビスマルク帝國にも問題として遺されてゐた。そしてかくてこの問題を「もはや確固たる港から獨逸革命の嵐の時代を顧みるのではなく獨逸といふ船が限りない困難な危險に遭遇してゐるのを見る」といふ事情が當時の無益な諸種の試み——それは彼等があれ程輝かしい程成功し、希望と期待とに從つて明かに數百年確保されてゐたビスマルク創造の下に立つ限り、只僅かに時折公平無私とされ正當と評される

に過ぎないが——その試みをより深く理解することが出来る」<sup>(46)</sup>のであつた。

さてバーニイが經濟史の觀點から獨逸の農業状態を見ての「二つの部分」は單に人文的な大地主制と小地主制との二部分のみではなかつた。自然の上にも差異があつた。一は平原であり一は「森林と沼澤」である。平原には大河が鬱流する。思ふがまゝに迂餘曲折して悠々として流れる河川がある。渺茫たる平原に本質的な平和と勤勞と更に地形上からの外敵侵入の經驗は警戒と中央の強權とに對する服従があつた。森林にあるものは艱難と闘ひながら木の根を起し枝を焼いて荒蕪の地を開拓して行つた。彼等の努力はタキ、ウスも認める所である。森には神秘があり、その晝なほ暗い立木の中に彼等の居城があつた。例へば塙のエステルハツツイ公の所領は全部で愛蘭に等しく、別墅二十一、幾町歩の花園、幾里として續く森林、競馬場、宏大な公園を持つてゐた。又ハノオフエルの宮廷は四圍に美しい公園が廻らされ、公園には一の野外劇場と橙園があり、外部には美しい垣と珍らしい植物類で隈取られてゐた。森林の中にあつたラインの小居城、斷岸の絶壁に聳える河畔の小居城、そこには神秘の扉にかくれて因循姑息が存在してゐた。塙の貴族が狹量であり、傲慢であつたことは有名である。<sup>(47)</sup>それには彼等がその選ぶべき職業が英國の如く自由でなく、又家法により不當結婚が極度に忌避されてゐたから、政治家になるか軍人になる以外に途がなかつたことにも由つてゐた。しかし人の接觸を媒介し異民族を親しましめ移動に慣れしめる河川が存在してゐた。この故にライン地方に住む彼等は中央の強權には固執しなかつた。南から羅馬人、東からゲルマン人、西から佛蘭西人が來た時彼等はこれに同化し又少くとも厚意を以て接觸してゐた。ライン地方が一國民一國家に完全に消化され盡さねばならぬと考へるのは歴史家に取つては大きな苦痛であらう。歴史家は寧ろより容易に彼等の諸民族性、諸國家性の錯雜を見るであらう。



獨逸に比して國民國家的形態をより早くより完全に整備した佛蘭西に於ても北方と南方との政治上の思想上の更に根本的な言語的な差異は永い間存在してゐた。況んや小國に分裂してゐた獨逸はその弊は更に甚しい。自由と改革との思想は此地方の人々の間に瀰漫した。神秘の森林に求むべき自由を望み、開拓の努力に改革の夢を追つた彼等は何時しか獨逸に於ては最も開化せる地方の人々であつた。見よ一八〇〇年の初頭よりその世紀の半に至る迄の總ての獨逸青年運動の根源が彼等に在つたことを。北方は思索的自由を求め、南方は現實的改革を求めた。しかしライン地方の小國制度の結果は佛蘭西の氣分を持つて居り、自由射手の詠嘯にも似てゐた。

茲に到つて一八〇二年のヘーゲルの獨逸憲法論の最後の語「正義よ現れよかし、ゲルマニアよ滅びよかし」(Erat Justitia, pereat Germania!)が想起せられると共に此語に先行する彼の思想が回想せられる。小國の運命、それは政治や外交の外面的なものばかりでなく、内密の事情、經濟的逼迫や血族結婚——それは多く對等結婚を墨守することから起る——の結果として宮廷内に於ける悲劇的な要素、即ち統治王家に屢々見られる偏質畸形の人々が存在してゐた。兎口や狼咽などの肉體的偏異や、奇矯の言動の精神的廢人があり、例せばリツペはヴェitelスバへと並んで遺傳的傾向が著しく、又これ等の點から相續に關して困難な問題が屢々起つてゐる。人は世界大戰以前に於ける幾多の歐洲統治王家の悲劇を見るであらう。<sup>(48)</sup>殊にバワリアを中心としての影繪の數々を。統治王侯家に對する翕然とした同情は寧ろかうした些細の事實に據つてゐた。實と相との乖離、人間の俗なる眼に映する現實と高き心に結ぶ理想の映像とは餘りにも異つてゐた。眼を開けばゲルマニアの崇高の像、眼を閉ざれば即ち改むべき卑俗の現實。心無き人にも心ある人にも共に等しく映る二重の像、それはげにも當時の獨逸の實相であつた。人は云ふゲルマニアよ滅びよかし

した。されどその同じ人の心には必ずや叫んだであらう。ゲルマニーアよ遺れよかしと。それは矛盾ではない一つの現實であつた。そして彼等、犠牲者達は又何もかも自分達の住んだ時代は完全に過去つてそれとは縁も由縁もない新しい時代の浪が蔽ひ被さつて来てその中にたつた一人取残された自分を見出す氣持でもあつた。一九四一・九・三〇

所 引 註

- (1) J. Hausen (Aubin usw. Geschichte des Rheinlandes von der ältesten Zeit bis zur Gegenwart, Bd. I) S. 239. Vgl. Platzhoff (ibid) S. 238, Platzhoff, (R. Kautzsch, Frankreich u. der Rhein, Beiträge z. Gesch. u. Geisteskultur des Rheinlandes) S. 54.
- (2) B. Gebhardt, Handbuch des dtsh. Gesch. Bd. II. S. 187.
- (3) Auerbach, La France et le Saint Empire Romain Germanique. L. et note 2.
- (4) Platzhoff, (Gesch. d. Rheinlandes Bd. I) S. 138. Vgl. H. v. Sybel, Die Gründung d. dtsh. Reiches. Bd. I. S. 10.
- (5) Bryce, Holy Roman Empire, p. 403. H. Stegemann, Kampf um den Rhein. S. 413.
- (6) Schmoller, Zwanzig Jahre dtsh. Politik. S. 197-202. F. Pontell, L'opposition politique à Strassbourg sous la monarchie de Juillet. Introduction, pp. IX-XII.
- (7) W. Windelband, Gestalten u. Probleme der Aussenpolitik. S. 189.
- (8) Bryce, Holy Roman Empire. p. 310.
- (9) Droysen, Hist. Handatlas. Erläuterungen. S. 45 ff. Vgl. D. Schäfer, Deutsche Geschichte, n. A., Bd. II. S. 167-170. H. v. Treitschke, Deutsche Geschichte. Bd. I. S. 3 ff. Klüpfel, Die dtsh. Einheitsbestrebungen S. 224 ff.
- (10) W. Windelband, Gestalten u. Probleme der Aussenpolitik. S. 186, 189, 194.
- (11) cité de J. Cohen, Etudes sur l'Empire d'Allemagne. p. 7.

- (12) Napoléon's own Memoirs dictated to his Generals Montholon and Gourgaud. Vol. VI. p. 244.
- (13) Cohen, op. cit. p. 18.
- (14) E. Koch-Weser, Vom Kleinstaat zum Reich und zum grossdeutschen Einheitsstaat (in: Zehn Jahre deutsche Republik hrg. v. A. Erkelenz) S. 47.
- (15) A. Birnie, An economic history of Europe 1760-1930. p. 24
- (16) F. W. Putzgers Historischer Handatlas, G. Droysen, Allgemeiner hist. Handatlas.
- (17) Mme de Staël, De l'Allemagne (1810) chap. II.
- (18) H. v. Strauch, Aus einer reichsunmittelbaren Herrschaft . . . in der Franzosenzeit. "Schreckenstage."
- (19) Henneberg, Die quellennässigen Rechtsgrundlagen f. d. terr. Bestand d. Preuss. Monarchie in ihrem gegenwärtigen Umfange. [Inaug-Diss. Greifswald.] 1678. S. 7. (§ 1)
- (20) Hoff. Die Mediatistiertenfrage. S.
- (21) Ghillany, Diplomatisches Handbuch I. 16-7. Meyer, Corpus juris Germ. II. 68-9. Zeumer, Quellensammlg. 536. Martens, Recueil des Traités, IV.
- (22) Ghillany. I. 17-8. Meyer. II. 70-71. Zeumer, 537. Martens, IV.
- (23) Franz II. Abdications-Urkunde. Ghillany, Meyer, Zeumer, etc.
- (24) Th. Steudel, Revolution u. Fremdherrschaft. (in: Teubners Quellensammlg. V. 5.) 17-8.
- (25) Ibid. 18
- (26) J. v. Pahl, Denkwürdigkeiten. 306. f (cit. Ibid. 18)
- (27) R. Dinkler, Von 1789-1807. (Teubners Quellensammlg. I 12) S. 22.
- (28) ADB. IV. 708 "Dalberg"
- (29) Ibid. IV. 706
- (30) H. v. Gagern, Mein Anteil an die Politik. Driault. Napoléon et l'Europe. t. 3. R. Meister, Nassau u. Reichsritterschaft.

- (31) Grant & Temperley, Europe : the Revolutionary and Napoleonic Eras. p. 129-30.
- (32) Fisher, A History of Europe. III. 855.
- (33) M. Jolles, Das deutsch. Nationalbewusstsein in Zeitalter Napoleons. SS. 12-13.
- (34) Müller, Der letzte Kampf der Reichsritterschaft. SS. 185-6. 195.
- (35) Kohler, Handbuch d. deutsch. Privatfürstenrechtes. 1832. S. 91.
- (36) Heffter Sonderrecht, Seydel, Grundriss üb. Bayer. St.-R. SS. 40-49 (III. Bach § 5); Weber, Die Veränderung in d. staatsrechtl. Lage d. deutsch. Standesherrn zwischen RhBA., DBA. und Gegenwart. [Inaug-Diss. Jena.] 1904.
- (37) Müller, op. cit. SS. 199-200.
- (38) Schnabel, Gesch. d. neuesten Zeit. Bd. I. 24.
- (39) Karl v. Rotteck, Allgemeine Geschichte. IX. 474 ff.
- (40) R. Hübner, Mediatistierungsfrage. 16.
- (41) Hoff, Mediatistiertenfrage in den Jahren 1813-1815.
- (42) G. Le Bon, Enseignement psychologique de la Guerre Européenne. p. 33.
- (43) Klüber, Oeffentl. Recht d. Tsch. Bundes. 1840. S. 830, 841 (Anh. Nr. IV v. Nr. V); Heffter, op. cit. 373
- (44) R. Cronau, Drei Jahrh. deutsch. Leben in Amerika. S. 299.
- (45) E. Kohn-Bramstedt, Aristocracy and middle-classes in Germany. p. 45. etc.
- (46) Hübner, op. cit. 17.
- (47) Steed, Hapsburg monarchy. p. 131.
- (48) H. Krebs, Untersuchungen zur Vererbung der Lippe-Kiefler-Gaumnenspalte. 1940; E. Corti, The downfall of three dynasties. etc.